



1 報告事項

(1) 厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」結果について

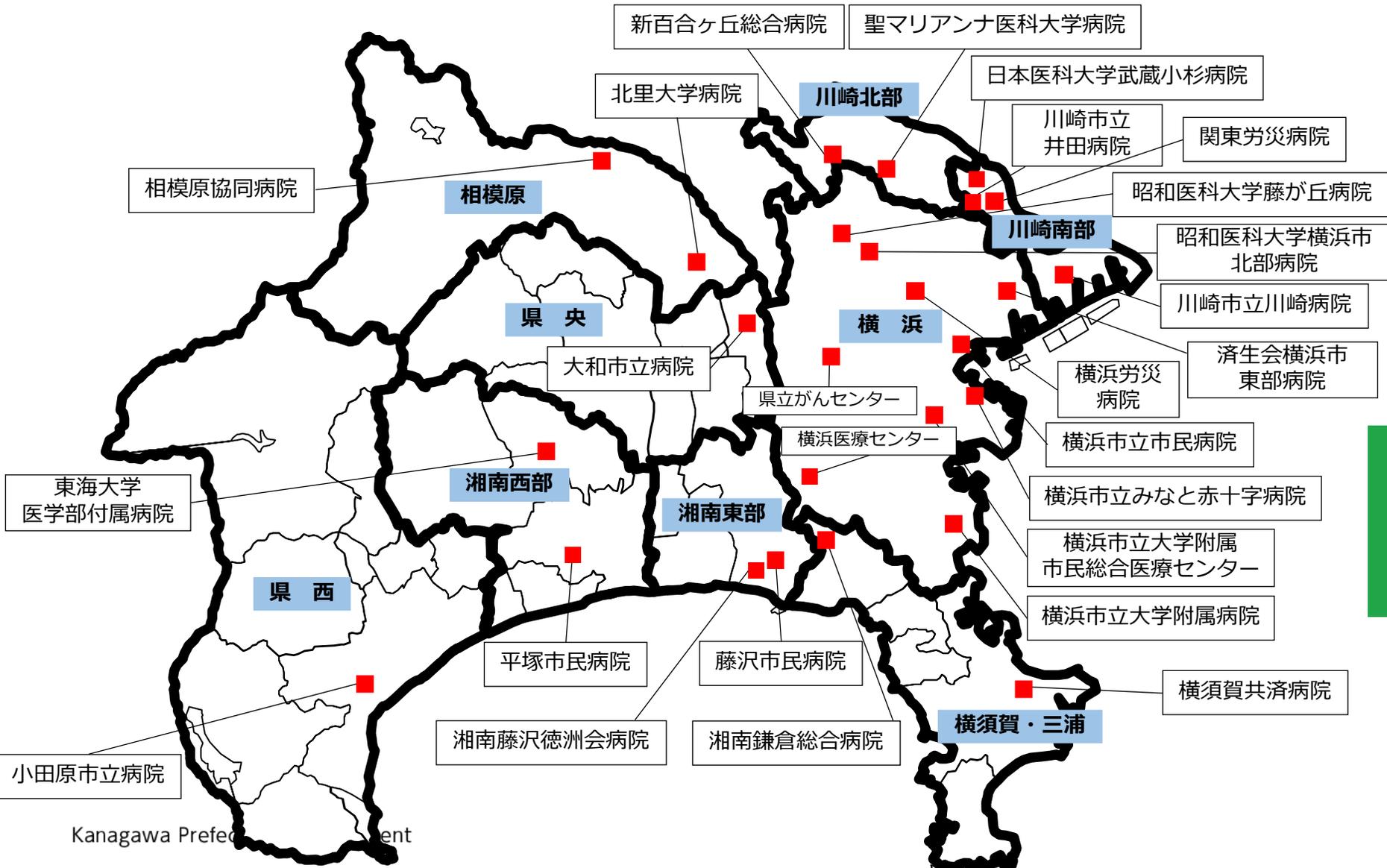
ア がん診療連携拠点病院の現状について

(ア) 現況報告

(イ) 指定更新

(ウ) 新規指定申請

ア がん診療連携拠点病院の現状について



- 現況報告
都道府県がん診療連携拠点病院
(県立がんセンター)
地域がん診療連携拠点病院
(21病院)

- 現況報告のうち未充足
横浜医療センター
(放射線治療のべ患者数)

- 指定更新 (指定類型見直し)
川崎市立井田病院
(専従の放射線治療に携わる専門的な知識、技能を有する常勤の医師の人数)

- 新規指定申請
日本医科大学武蔵小杉病院
湘南藤沢徳洲会病院
平塚市民病院

(ア) 現況報告

<必須要件を未充足であった病院>

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター：放射線治療のべ患者数

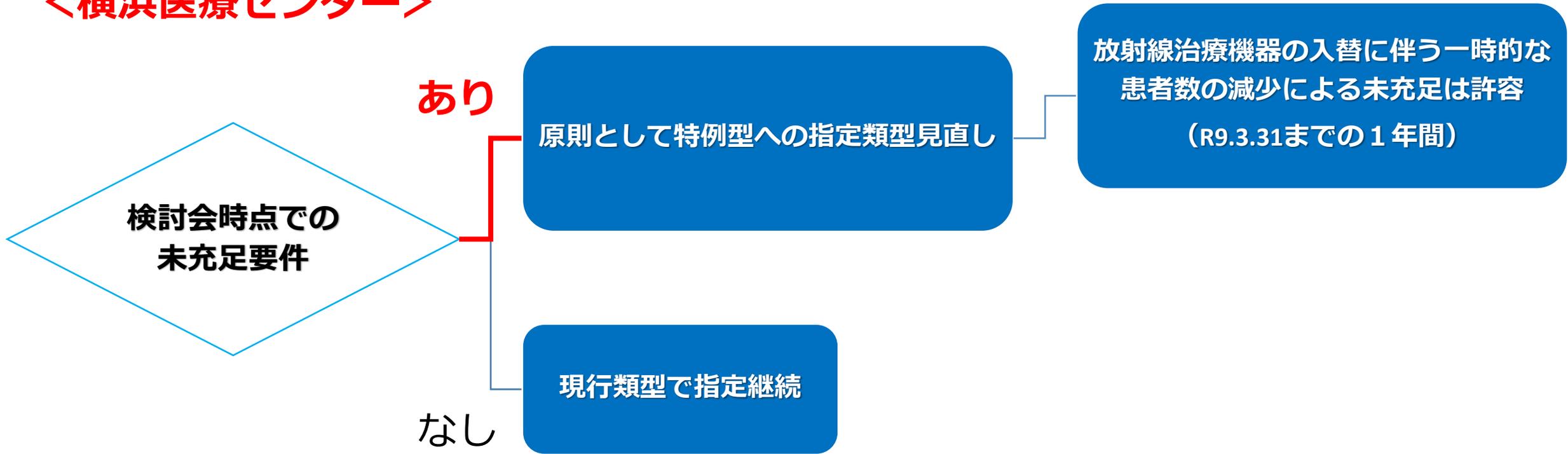
- ・ 要件：年間200人以上 期間：令和6年1月1日～12月31日 実績：125人
- ・ 対応状況：令和6年7月27日～12月8日までの期間、放射線治療機器の入替を行ったため。12月9日以降は通常どおりの治療を行っている。
- ・ 令和7年は基準の治療数を達成できる見込。

<検討内容> 放射線治療実績について、放射線治療機器の入替に伴う一時的な患者数の減少による未充足は許容する。

<結果> 地域がん診療連携拠点病院としての指定を継続。

※ 現況報告に関する国の考え方

<横浜医療センター>



検討会時点での指定要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

- ① 全ての指定要件を充足している場合は、指定継続する。
- ② 一つ以上未充足の要件がある場合は、以下のとおり取り扱う。
 - i. 原則、特例型として指定する（原則として個別の審議なし）。
 - ii. 医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。

(イ) 指定更新

<令和6年度において必須要件を未充足であった病院>

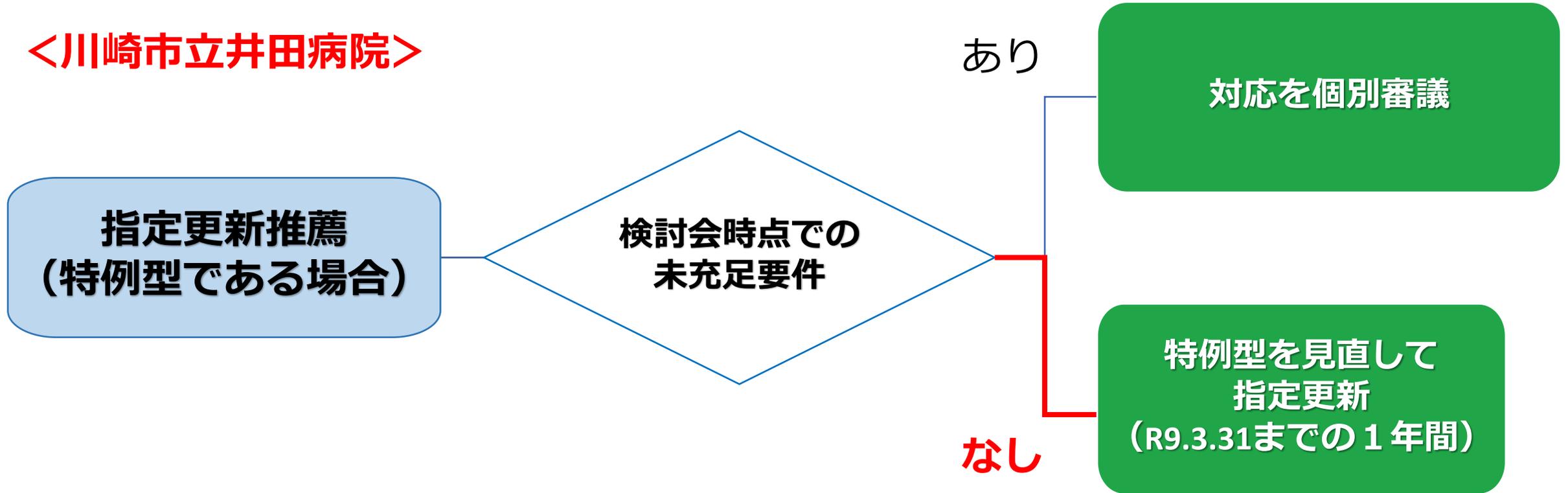
川崎市立井田病院：専従の放射線治療に携わる専門的な知識、技能を有する常勤の医師の人数

- ・ 要件：1人以上
- ・ 経緯：令和6年度の現況報告において、基準日である令和6年9月1日時点で要件を満たしていなかったため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、特例型への指定類型見直しが行われることとなった。
- ・ 対応状況（県）：今年度の現況報告において、要件を満たしていることを確認し、国へ指定更新の推薦（特例型→拠点病院）を行った。

<結果> 地域がん診療連携拠点病院として指定類型を見直し。

※ 指定更新に関する国の考え方

<川崎市立井田病院>



検討会時点での指定要件の充足状況を確認し、以下の①②のとおり取り扱う。

- ① 全ての指定要件を充足している場合は、特例型を見直し、指定更新する。
- ② 一つ以上未充足の要件があり、かつ都道府県が推薦を見送りとしない場合は、個別に審議する。医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等ある場合には、指定取消について個別に審議する。

(ウ) 新規指定申請

- 日本医科大学武蔵小杉病院
- 湘南藤沢徳洲会病院
- 平塚市民病院

第1回審議会の承認のうえ、推薦

<国の検討会結果>

※ 厚生労働省「第26回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」資料より抜粋

医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間
日本医科大学武蔵小杉病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定 指定期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
湘南藤沢徳洲会病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定 指定期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
平塚市民病院	—	地域がん診療連携拠点病院として指定 指定期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間